

國民科指導の精神 (三)

文部省圖書監修官 竹 下 直 之

たくこの教育に關する勅語に仰せられたものを措いてほか

には無いのであります。

ところが私共は、この勅語に於てお諭しあそばされたものを、たゞ知つてゐるるか、或はわかつてゐるのかいふだけでは、何にもなりません。もちろん日本は東亞の盟主たり、指導者たるべきものであるといふことが、わかつてをりますれば、それすらわからないものよりは、多少えらいであります。しかし忠義は犬君にまごころをつくし、臣民としての本分をまもることである、孝行は親を安心させ、よくつかへることである、さいふやうな意味だけを辨へてをることでは、なるほご物識りであるかも知りませんが、それだけでは役に立たない。日本臣民としてはみづから行ひ、みづから日常のふるまひに實際あらはすこといふことがなければなりません。そこで國民學校に於ける修身指導は、頭のなかでわかつてゐることよりも、實際に行ふこといふことまで、徹底させて行かなければならぬといふのです。すなはち實踐指導といふことに重點を置

三

先づ順序として國民科修身の内容について一通り申し上げます。

國民學校令施行規則には

國民科修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ國民道德ノ實踐ヲ指導シ兒童ノ徳性ヲ養ヒ皇國ノ道義的使命ヲ自覺セシムルモノトス

さいふこごが明記してあります。この條項こそ國民學校に於ける修身指導の目的とするところを、簡單にしてしかも要領を得ていひ現はしたものであります。申すまでもなく教育に關する勅語は、私共皇國の臣民が億兆一心の實を擧げ、國體の精華を發揮する所以の道をはつきりとお示しになつたものであり、國民すべてがそのお諭しのほごを身につけて實際の生活上に行はなければならぬことを、簡潔なおこごばのうちに言表はされたものでございます。隨つてこごに國民道德の基礎たるべきものが、りつばに見出されるのであります。皇國の道さいひますものも、まっ

いて、徳性を涵養し、皇國の道義的使命を自覺せしめようとするものでなければならぬのであります。

それですから、さきに國民道徳を申しましたものも、社會道徳を個人道徳をかいふやうなものに區別して考へてはならないので、それらのものをみんな含めた廣い意味のものであります。すなはち國民の隨ふべき道、皇國臣民としての道徳をいふの變らないのであります。皇國臣民としての道徳は、教育に關する勅語に拜誦し奉るべきことができますやうに、すべて天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんとするものにほかならないのであります。父母に孝行するべきことも、兄弟に友にべきことも、夫婦相和すべきことも、朋友相信すべきことも、恭儉己れを持し博愛衆に及ぼすべきことも、みんなその本來は、忠をいふことでもあります。天皇を中心とし奉るべきことによつて、天壤無窮の皇運を扶翼するべきところに、さきの徳行が始めて現はれて來るのであります。隨つて善隣相扶むか協同奉仕をかいふことばで示されてをりますやうな、公民生活に於て隨ふべき道も亦、忠をいふことが根本であります。いはゆる社會道徳をいふやうなものが、人格の鍊磨をいふ個人道徳とともに、すべて國民道徳をいふものゝなかに含まれてしまふのは當然であります。かうした國民道徳について、知るこゝろ、行ふこゝろを切りはなしてしまつてはいけな

い。實踐しなければならぬのであります。

道徳を道徳をかいふものは、なるほゞ外國にもあるでありませう。併し、萬世に易ることなき尊嚴な國體に具現されながら、いつまでもいつまでもつきるころなく續いて行く皇國の大道をいふものは、世界のどこにも見出だすことのできないものであります。肇國の最初から自然三人を一にして、おのづからなる君民一體をいふうるはしい道を現はし、これにもついで彌榮えに榮えて來た我が國のやうな國柄は、決してその例を外國に求めることができないのであります。こゝに世界無比が萬邦無比をかいはれて、誇りをするところの我が國體が存立し、我が臣民のすべての道はこの國體を基として始めて生れるのであります。かの忠孝一本を一致をいはれる道が、もちろんこゝに基くのであります。我が國が道義國家として誇つてをります根據も、また全くこゝに在るのであります。天皇の御稜威をかしくみ、大御心のまに／＼國際正義を主張し、國威を發揚せんとするところに、皇國のなすべき仕事は生れるのであります。皇國の道義的使命を自覺させるべきことが唱へられてゐるのであります。皇國のなすべき仕事はいふものが本來道義的であるからであります。

かくして教育に關する勅語の奉體をいふことは單に觀念上のこゝろとしてわきまへて置くだけでなく、實踐す

る、みづから行ふさいふこゝでなければならぬ、さいふ點について一通り合點せられたこゝに存じます。その實踐的奉體さいふこゝは、だん／＼國民學校の高學年を経て、國家社會の中堅になつて働く場合には、皇國の道義的使命を遂行するさいふ角度から、現はれて來なければならぬこゝも、また御納得ができたこゝであらうに存じます。

四

それでは國民學校に於ける國民科修身の重點なるものは何か、このこゝを申し上げて置きませう。

國民科修身では、

先づ第一に、祭祀の意義を明らかにし、敬神の念を涵養するこゝにつまめるのであります。

我が國は現御神にまします天皇の統治あそばされる國であります。天皇は神をまつり給ふこゝによつて天つ神と御一體となり、彌々現御神としての御徳を明らかにせさせ給ふのであります。随つて天皇はつねに祭祀を重んぜさせられ、御みづから賢所、皇靈殿、神殿の御祭祀をさり行はせられるのであります。

私共臣民も亦この大御心を承けたまはつて、同じく祭祀を以て我が肇國の精神を奉體し、私を捨て、天皇の御安泰を祈り奉り、また國家に報ずるの精神を磨くのであります。かやうに天皇の神に奉仕せられるこゝも、さうして臣民が

神を敬ふさいふこゝは、いづれもその源を同じうし、天皇は祭祀によつて彌々君徳を篤くし給ひ、臣民は敬神によつて彌々その分を盡くすの覺悟を固くするものであります。

我が國民道徳の基礎はこのやうな祭祀の意義を明らかにし、敬神の念を養ふこゝができるべき、始めて確固たるものとなるのであつて、忠孝の大義はまつたくこゝから展開せられるのであります。國を家として忠は孝となり、家を國として孝はすなはち忠となるものであります。こゝに忠と孝とが一體になつて、すべての善い行ひができあがるのであります。

國民學校に於ける國民科修身の指導に於てはこの點に對する十分の指導をなすものであります。幼児の教育にありましても亦、深甚の注意を拂ふこゝが肝要であります。

また第二に、國民學校では特に高學年に進むこゝも、我が國の政治、經濟ならびに國防が國體に淵源する所以を會得させ、立憲政治の精神、産業と經濟との國家的意義、國防の本義さいふやうなこゝを明らかにして、遵法、奉公の精神を涵養するこゝにつまめるのであります。

我が國の政治、經濟、軍事はすべて國體に淵源したものであります。帝國議會は天皇の御親政を國民をして翼贊せしめ給はんがために設けられたものであり、また我が國の産業、經濟は皇國無窮の發展のための大御心に基づく大業

であつて、民の慶福の倚るべきところのものたるべきを考へて見なければなりません。更に國防にいふべきの本義もまた國體の顯現として、皇國を保全し國威を發揚せんとするところから出たものであります。これらの點を國民學校兒童に會得させて、將來世に處した場合、國體の精華を發揮するべきのできるやうに、遵法、奉公の精神を養はせるべきことが大切であります。

第三には、特に女兒に對して婦徳の涵養に留意するのであります。

幼兒に於ても多少の男女の相違をいふべきから生まれる異つた點が現はれるのであります。國民學校の高學年になりますと、漸次その差が著しいものになりますから、その點に留意しての指導が行はなければなりません。すなはち高學年の女兒に對しては、家事、裁縫等の指導が一方に行はれるのでありますから、それらに相應して、女子としてその分に應じて國に報するべき精神を涵養し、日本婦徳の根柢に培はうとするのであります。

なかんづく我が國の醇風美俗、國運隆昌の原因の一半が、日本婦人の力に負ふべきの多かつたこと、また將來皇國の發展に婦人の働く力が大きいものであることを考へますれば、この點に對する指導啓發をゆめゆるがせにしてはならぬのであります。

我が國の婦人はむかひから内に在つては家をかたく守り、兒を育て、貞淑和順をいふやうな美徳を發揮するに、また生花、茶の湯のやうなものを通して、和敬靜寂をいふやうな精神をつかんで、武士的精神と相通するやうなものを有して参りました。さうして優美溫雅であつた反面には、毅然たるところのある、云はゞ烈女でもいふべき尊い性格をもつてきたのであります。いまや我が國は東亞共榮圈の確保に邁進してゐるのであります。遠い將來に互つて行はるべきこの大業を擔つて、私共はひろく日本婦道の精髓を發揮せしめ得るやうに、注意しなければならぬこと勿論であります。

但し、第二の指導事項や、この第三の指導事項は、直接には幼兒の教育とは結びつけ得ないものであります。併し、第四の重點として、亂法指導をいふことが取り上げられてゐるのであります。この點は考慮して置かなければならぬのであります。

最初に心得てゐなければならぬのは、亂法は單なる形式的末梢的な容儀ではなくして、恭敬親和の心がおのづから外にあらはれる行爲であるべきであります。殊に我が國の禮法は天皇に對し奉る至誠の心を中心として發達し來つたものであつて、尊嚴なる御稜威を仰ぎ、億兆の相和するべきことが根本になつてゐるのであります。隨つて、

亂法を單なる社會生活上の便宜的な約束として考へるやうなことは、誤りも甚だしいものであります。禮行はれてよく國民性を鍊成することができ、また國民生活の進展を期待することもできるのであります。その意味で申し上げます、禮法指導といふことは、何でも修身指導と切りはなすことのできない一體不可分のものとして取扱はねばならないのであります。

禮の精神は不斷の生活に於ける實踐の規範といふところに存するのでありますから、禮はまた日常容易に修鍊せられ得るものでなければならぬのです。修鍊といふことは行ひといふことと結びつけて考へられなければならぬのであります。随つてその始めは、躡けるといふことであり、家庭で躡けられ、また學校で躡けられるといふことによつて、始めて禮法を履修する態度を確かなものにすることができます。國民學校で禮の精神を會得せしめることが大切ださされてゐるわけは、全くこゝに存するのであります。

社會道德と呼ばれ、公衆道德といはれてゐますものも、その出發點となるのは禮法に於けると同様に、恭敬と親和といふ心にあるのであります。公衆道德といふことについて申しますれば、これは日本人の道義感のうちで、最も無自覺的な方面だといはれてをります。例へば、たくさんの人が集るといふやうな場合に、遅れて行つても平氣だとい

ふやうな時間觀念の乏しい點などは、まさしく適切な例であります。その他にも自分のものは大切に、併し公共物はさして大事にしないといふやうな人がありますが、反省して見る必要があります。この方面の指導を小さい時からして置いて、國民の品位を向上させ、大國民であることの誇りを傷つけないやうにつとめることが大切であります。

たゞ國民學校の程度で考へますと、禮法とか公衆道德とかいふものゝ指導は、國民一般の生活に於て必要且つ適切なものを選んで實踐させるといふことが肝要であります。幼児の教育といふことに結びつけて申しますれば、おませな子をもをつくることよりも、もつこ活潑な子をもをつくることに心掛けなければならぬのですから、禮法上の形だけをミゝのへて、もぢくしたやうな子にもしないやう注意して頂きたいと思ひます。

國民學校では、

第五にまた躡を重んじて、家庭と連絡しながら、子さの善良な習慣を養ふやうにつとめるのであります。

國民學校に於てたゞ單に修身といはずして、國民科修身と特にここはつて申すことに、大きな意味があるのであります。國民學校の教育はその全部がまた修身の教育である、といつても差支へありません。修身指導はたゞ單に國民科

修身といふ時間のうちだけさか、或は學校生活のうちだけさかといふものに限られたのでは、指導の徹底を期するこゝができないのであります。絶えず家庭と連絡して、兒童生活の全體を通じ、日常の生活のなかにしみ込んで行くやう、徹底的に指導しなければならぬのであります。

躰けたまごころをそのまま、子ごもの性格にしてしまふさいふねらひが大切であります。併しそれは大人の立場そのまゝに子ごもをつくり上げるこゝではありません。子ごもは矢張り子ごもであつて、その心身の發達に即應して指導するやうにしなければならぬのであります。これは幼兒の教育に於ても同様であつて、一足跳びに大人なみにしようとするれば、それはむしろ完全に失敗するこゝになります。

以上五つの重點について、國民科修身のねらふこゝろを申し上げましたが、特に最後の躰さいふこゝろについて、次になほ少しく申し上げて見ませう。

五

躰さいは申すまでもなく、立居、振舞について行儀を教へならずさいふ意味から、出て来たこゝろであります。しつけの良い家さか、或はしつけの悪い子ごもさかいはれるのはさうであります。しつけさいふさきにはまた作りつけるさか、植多つけるさかといふ意味も含まれてゐて、お裁縫なきでは、新しく仕立てた衣服の折目を馴らすために、絲

で粗縫に縫ひつけて置くこゝろを意味するのは、御承知の通りであります。いづれに致しましても、外側から、すなはち他律的に導いて行くさいふこゝろ、隨つてよい習慣を形の上に、或はまた心のなかまで立上げて上げるさいふこゝろには、變りない筈です。心のなかまで躰けられてしまふさい、それはもはや躰さいはいはないで、多く嗜みさいふ風に申すのであります。

かうしたこゝろばが文部省で愛用されるやうになつたのは、私の存知してゐる限り、『禮法要項』の審議が始められてからのこゝろだと思ひます。文部省で編纂致しました「師範修身書」の卷四に「禮の精神」を説いた課がありますが、そこにも躰さいふこゝろばが驅使されてゐて、「修練は反復實行して習熟するこゝろによる修養の方途であつて、その始は躰を主とする。家庭に於て躰けられ、學校に於て鍊成され、はじめて禮法履修の態度は確立する」さか、或はまた「みづから主となつてよい躰を身につけるやうにし、進んで生活のあらゆる場面に於て、國民として叱ぢざらんする美しい心ばえに培ふこゝろが肝要である。かゝる自發的な心構並びにその成果を嗜みさいふ。躰が他から施されるものさすれば、嗜はみづから學び行する態度である。よい躰、嗜は結局、反復實行によつて身につく。」さかといふやうなこゝろが書いてあります。これによつて考へて見ますと、修身と本來一體

である禮法とのつながりが濃厚にあることばだといふことがわかります。

國民學校令施行規則でこのことばが用ひられてゐるのは、國民科修身について、

躑ヲ重ンジ善良ナル習慣ヲ養フニカムベシ

とありますほかに、體鍊科について、

躑、姿勢其ノ他訓練ノ效果ヲ日常生活ニ具現セシムルニカムベシ

とあり、また藝能科について、

躑ヲ重ンジ姿勢ニ留意シ云々

とあり、特に藝能科家事のところで反復されて、

躑ヲ重ンジ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ云々

と明記されてゐるのであります。將來幼稚園に關する刷新が行はれると致しましてもなほ、躑を重視して日常生活に於ける正しい習慣を得しむるに力めることばは、強調されるであらうと考へてをります。

従來の教育に於きましても、被教育者を一定の習慣に慣れ行はしめる作用を訓育とか、訓練とか呼びまして、坐作進退を始めまして、飲食睡眠はもちろんのこと、精神的行動に至るまでも、習慣的な力の及ぶ限りはこれを實行的に、慣熟浸潤することばあらしめようとして參つたのであります。さうしたものが家庭的な色彩を濃厚に持つべきものと

して取上げられるとき、ほかならぬ躑といふことばを以て新しく呼び得られるのであります。隨つて躑けるといふ場合には、家庭を除外しては考へられない、といつてよろしい。絶えず家庭と連絡して、子ぎもの全生活を通じ、行住坐臥のうちにその指導を徹底させなければならぬのであります。たゞひ國民學校の方で、書物は大切に扱ふべきであつて、讀む前と讀んだ後にはきつと押しただくといふやうなことを、いつも机にむかつて讀まねばならぬといふこと、本棚に整頓して置くやうにといふことなきを、手に取るやうに教へ導き、躑けよう致しましても、家庭の方ではきんぎ無頓着であつて、お母さんは書物をほふり投げたまゝにして置かれたり、お父さんは雑誌を晝寝しながら讀むといふのであつては、子ぎもは良くなる道理がありません。學校では本を大事さうにし、家では粗末にするといふ兩刀使ひをするようになるのであります。

しかも他方で我が國の家に於ける生活では、尊い傳統を形成した家々の躑といふものもあります。教育の主體としての學校教師は、それらに對しても十分に考慮し、それらのものを簡單に抹殺することなく、尊き捨てがたい家々独自の躑をも教育のうちに生かして、家庭と協力しつゝ教育を深めて行かなければならないのです。親の方でこれ臭さをこらへて學校で躑けられたところを身につけさせ

るやう努力するにこそ、また教師の方で飽くまで尊い傳承に學び續けるにこそがなければなりません。

かやうな前提のみに申しまして、躰はすなはち未だ自覺的になり得ざる段階に於ての道德的鍊成である、といふことができません。無自覺的な世界に住む空想の現實、主觀と客觀との未だ分れざる子をも誘導して、漸次的に自覺に出でた道德的鍊成へは指導するものであります。それを平たく申しますれば、日常行爲を通じて良習慣を身につけさせることであるといへるでありませう。習慣でありますから、つねに一定の事を繰返さなければなりません。また行爲でありますから、實踐すること先であります。理論的といひますか、ないしは反省的といひますか、さうしたものは、成長の段階から考へましても後にして、先づ理窟ぬきに行はせることであります。

この點を考慮致しまして、國民學校の低學年では特に、兒童の遊戲や各種の學校行事、教師に對する態度、學友との交際、學用品その他所持品の取扱方、服裝、家庭に於ける朝晩の挨拶、道の歩き方、電車の乗り降り、車中の心得、神社佛閣の参拜の仕方など、子どもたちの實行し易い親しみ易いことながら、指導を始めることによつて實效を擧げようとしてゐるのであります。これらはすべて躰けることによつてできるのであります。しかもそれらの躰がその

まゝに禮法にかなふといふことになるのであります。この場合に注意して頂きたいのは、禮法といふものをわざとらしい、ぎこちないものにして行はしめてならないことである。禮法はやつぱり自然に行はれ得るものでなければならぬのです。

國民科修身の低學年用教科用圖書であります「ヨイコドモ」上下二巻は、かくして全く躰ける手がかりとなるものを以て終始してゐるのであります。逐次各課に互つて説明することば、もはや控へたいは存じますが、兎に角さういふ意味で實踐指導といふことが大眼目になつてゐるのであります。さうしてお話をするやうな場合にも、子どもたちがみな自分のこととして考へることのできる、「ワタケシ」いふものを中心とした生活記録風になつてをります。

なぜ生活記録風の教材を多く採用致したかお申しますと、主客未分化の状況に在るにせられる、この時期の子どもが示す自己中心性といふものに目をつけてのことでもあります。國民科初等科第一、二學年位の子どもは未だ幼い素朴な世界觀に立つてゐて、世のなかのあらゆるものが自己を中心に行してゐるものだとなすのであります。「夕焼小焼あした天氣になあれ」、「三時候にさへ自己の要求を貫かうとするものであります。この期の指導に際しては、自我をつよく主張する態度を用ひることによつて、實效を求める

こゝが大切であるを考へます。幼児の教育に於ても事情はこれに極めて近く類したものを以て扱へるのであります。競争して賞められようとする兒童の自我場面を生かして行くこゝが大切であります。よいこゝは自分のこゝとして考へさせる。それに由來して、生活記録風の教材を着想したのであります。

併し、こゝで心得て置いて頂かなければならないのは、兒童の示す自己中心性を教師たるものは如何なる方向にむかつて指導して行くか、といふ點についてであります。子どもの自己中心性をそのままに成長させるこゝによつて利己主義か個人主義かいはれるものへ育て上げるこゝは、正しくありません。また、それは我儘をさせるこゝから増長させて、やがて自由主義をつくり上げるこゝならぬないこゝも限らないのであります。道元禪師は『學道用心集』のなかでかういふこゝをいつてゐます。

「夫れ佛道を學するに初めて門に入るの時、知識の教を聞きて、教の如く修行す。此時知るべきこゝあり。所謂法我を轉じ、我法を轉ず也。我能く法を轉ずるの時、我は強く法は弱し也。法還つて我を轉ずるの時、法は強く我は弱し也。佛道從來此兩節あり。」

大變にむづかしいこゝを引張り出して参りましたが、道元禪師は有名な『正法眼藏』その他で、結局のこゝを佛道を

學ぶといふのは自己を學ぶといふこゝである。自己を學ぶといふこゝは自己を忘れるこゝである。自己を忘れるといふこゝは萬法に證せられるこゝである、といふ點について明らかならしめてゐるのであります。自己をのりこへて始めて私共は生きて行く。「天皇陛下萬歲」を絶叫して草むす屍、水づく屍になり了へた時、始めて私共日本國民としての生命は現はれるのであります。この方向に結んで後に、始めて子どもの自己中心性を用ひつゝ、躰けて行くといふこゝも亦、意味あるものなるのであります。

かくして國體に對する敬虔なる心情を啓培し、團體生活を指導するといふ角度から、國民學校兒童の教育を、さうしてまた幼児の教育を考へなければならぬのであります。このこゝを關聯して、肇國の神話については如何様に指導するか、といふやうな問題も亦起つて参るのでありますが、それは言語の躰、言語訓練としての國民科國語をふれ合つてゐますので、そのをりに申し上げるこゝに致しませう。

(つゞく)